

原子炉施設保安規定の変更概要

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令」の施行（平成23年3月30日付）により、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」が改正され、「電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備」について規定されるとともに、平成23年4月28日までに保安規定の変更の認可を申請することが求められました。

このため、女川原子力発電所ならびに東通原子力発電所の原子炉施設保安規定の条文に、電源機能等喪失時の体制整備について、以下のとおり追記しました。

【今回追記した原子炉施設保安規定の条文を抜粋】

（電源機能等喪失時の体制の整備）

1. 津波によって、交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および使用済燃料プールを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合（以下、「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下事項に係る計画を策定する。
 - （1）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
 - （2）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練
 - （3）電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、ポンプ（消防ポンプ自動車に装備されているポンプを含む）、消火ホースおよびその他資機材の配備
2. 前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
3. 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係る定期的な評価および評価の結果に基づいた措置を行う。

以 上